

東京都市計画都市再生特別地区の変更（素案）
都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

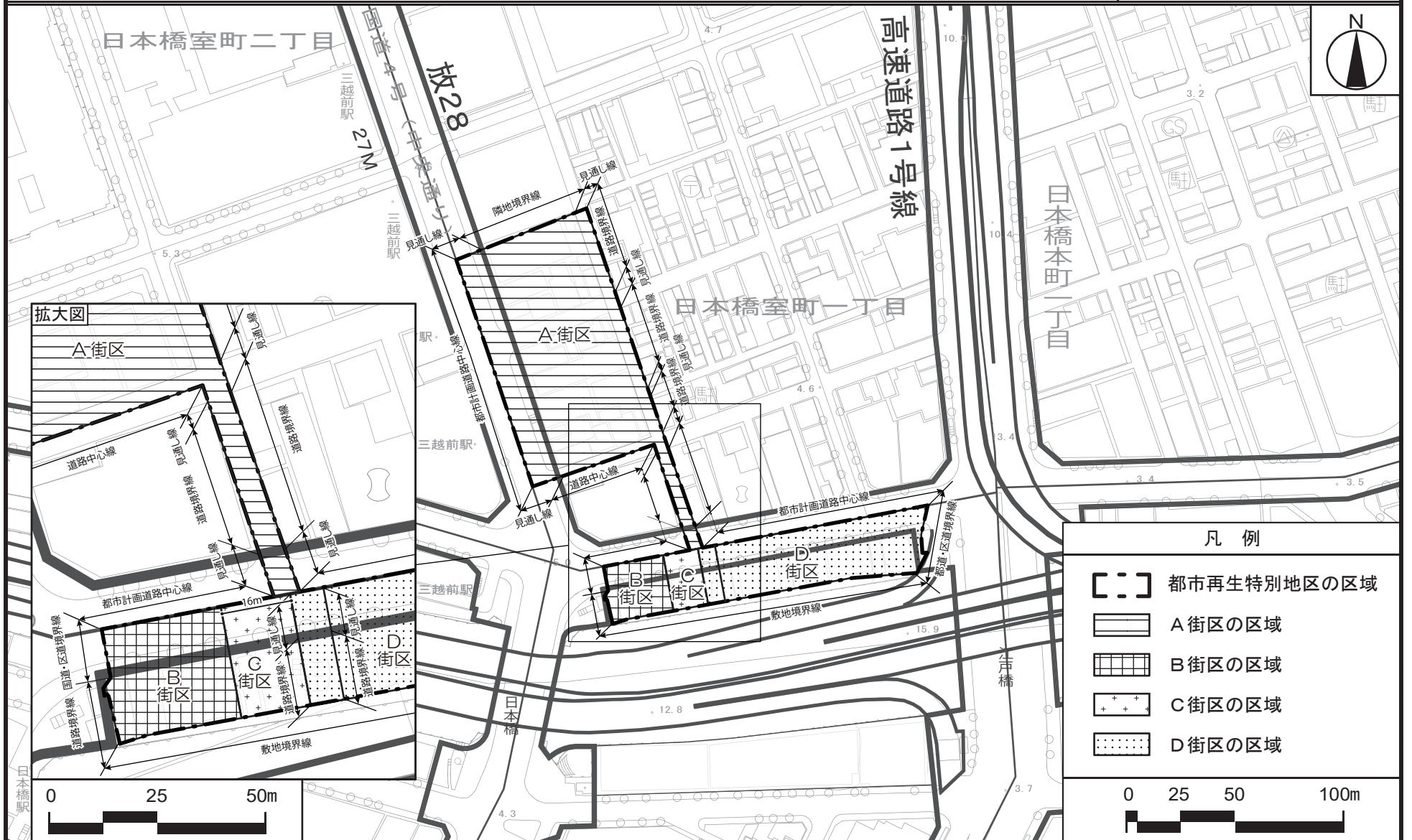
種類	面積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区（日本橋室町一丁目地区）	約 1.1ha	—	131/10 (注 2)	—	8/10 (注 3)	—	—	建築物の外壁、これに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りでない。 (1) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの (2) 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分 (3) 景観形成に必要な意匠上の突起物	1 中水道施設の用に供する部分その他これに類するものは、50 m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注 1) 2 地域冷暖房施設の用に供する部分その他これに類するものは、3,100 m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注 1) 3 発電機室の用に供する部分その他これに類するものは、200 m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注 1) 4 汚水貯留施設の用に供する部分その他これに類するものは、50 m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注 1) 5 コージェネレーション設備の用に供する部分その他これに類するものは、200 m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注 1) 6 国家戦略特別区域法第 16 条に規定する国家戦略住宅整備事業に係る認定を受けたときは、同条第 2 項第二号の数値又は同項第三号の算出方法により算出した数値とする。ただし、容積率の最高限度の数値は、地区全体で 140/10、A 街区で 195/10 を上限とする。(注 2)
	A 街区 約 0.74ha	181/10 (注 1) (注 2) ただし、6/10 以上をビジネス・産業支援施設及びこれに付随する施設の用途とする。	40/10	1,000 m ²	高層部 : 180m 低層部 B : 35m ※高さの基準点は T.P. +5.1m とする。				
	B 街区 約 0.07ha	13/10	10/10	150 m ²	低層部 A : 15m ※高さの基準点は T.P. +5.1m とする。				
	C 街区 約 0.04ha	10/10	5/10 (注 4)	120 m ² (注 4)	低層部 A : 15m ※高さの基準点は T.P. +5.1m とする。				
	D 街区 約 0.27ha	10/10	5/10 (注 4)	150 m ² (注 4)	低層部 A : 15m ※高さの基準点は T.P. +5.1m とする。				

都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内三丁目10地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目地内
都市再生特別地区(竹芝地区)	約 2.4 ha	港区海岸一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目3・17地区)	約 2.2 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)	約 2.8 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)	約 1.4 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区)	約 1.7 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(宇田川町15地区)	約 0.7 ha	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内
都市再生特別地区(京橋一丁目東地区)	約 1.6 ha	中央区京橋一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区)	約 2.2 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)	約 8.1 ha	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目中地区)	約 3.9 ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(芝浦一丁目地区)	約 4.7 ha	港区芝浦一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)	約 2.4 ha	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内
都市再生特別地区(赤坂二丁目地区)	約 2.0 ha	港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内
都市再生特別地区(歌舞伎町一丁目地区)	約 0.6 ha	新宿区歌舞伎町一丁目及び歌舞伎町二丁目各地内
小計	約 110.5 ha	
今回変更する地区		
都市再生特別地区(日本橋室町一丁目地区) ※本件	約 1.1 ha	中央区日本橋室町一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目北地区)	約 1.6 ha	中央区八重洲一丁目地内
合計	約 113.2 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

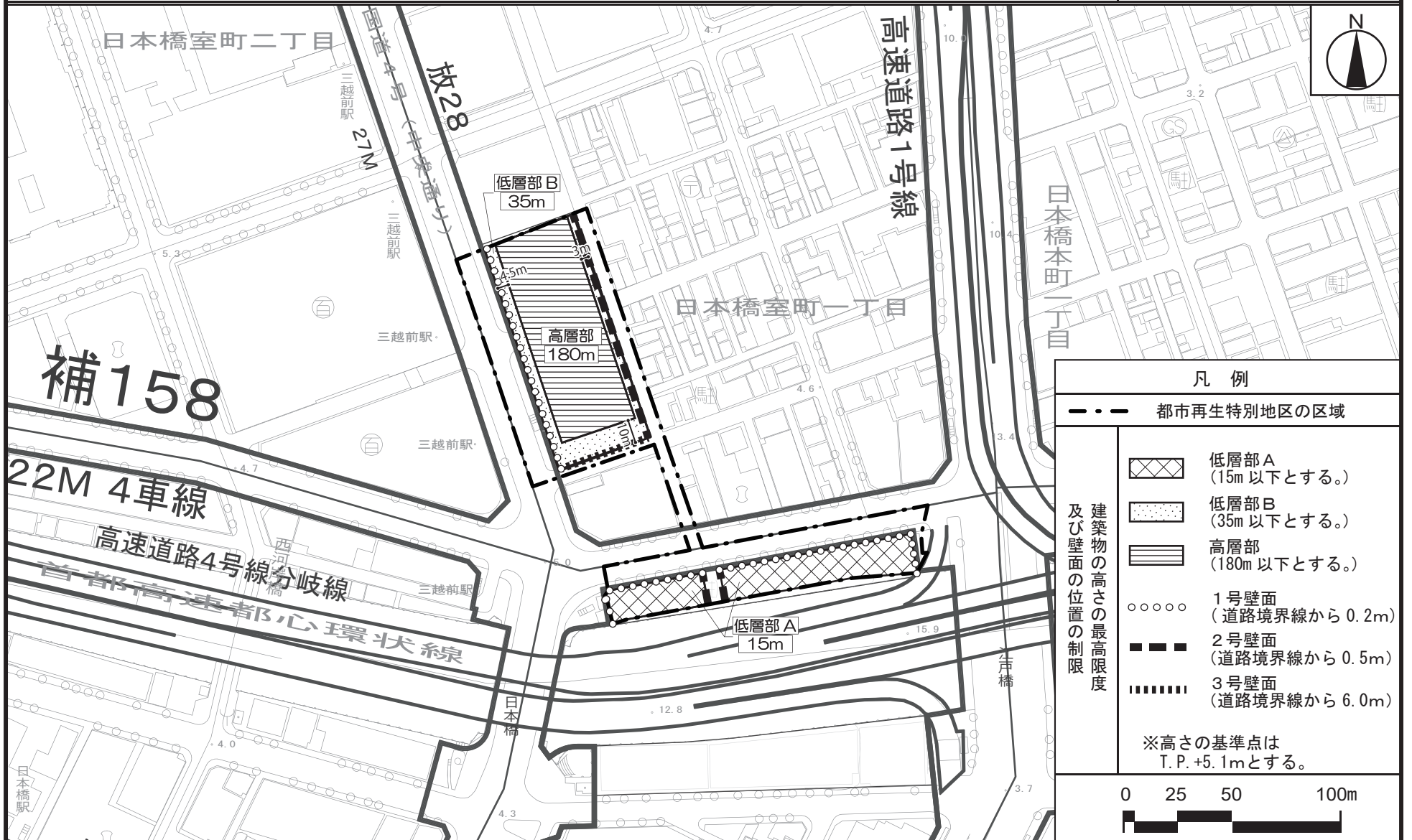
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都市計画都市再生特別地区 日本橋室町一丁目地区 計画図 1



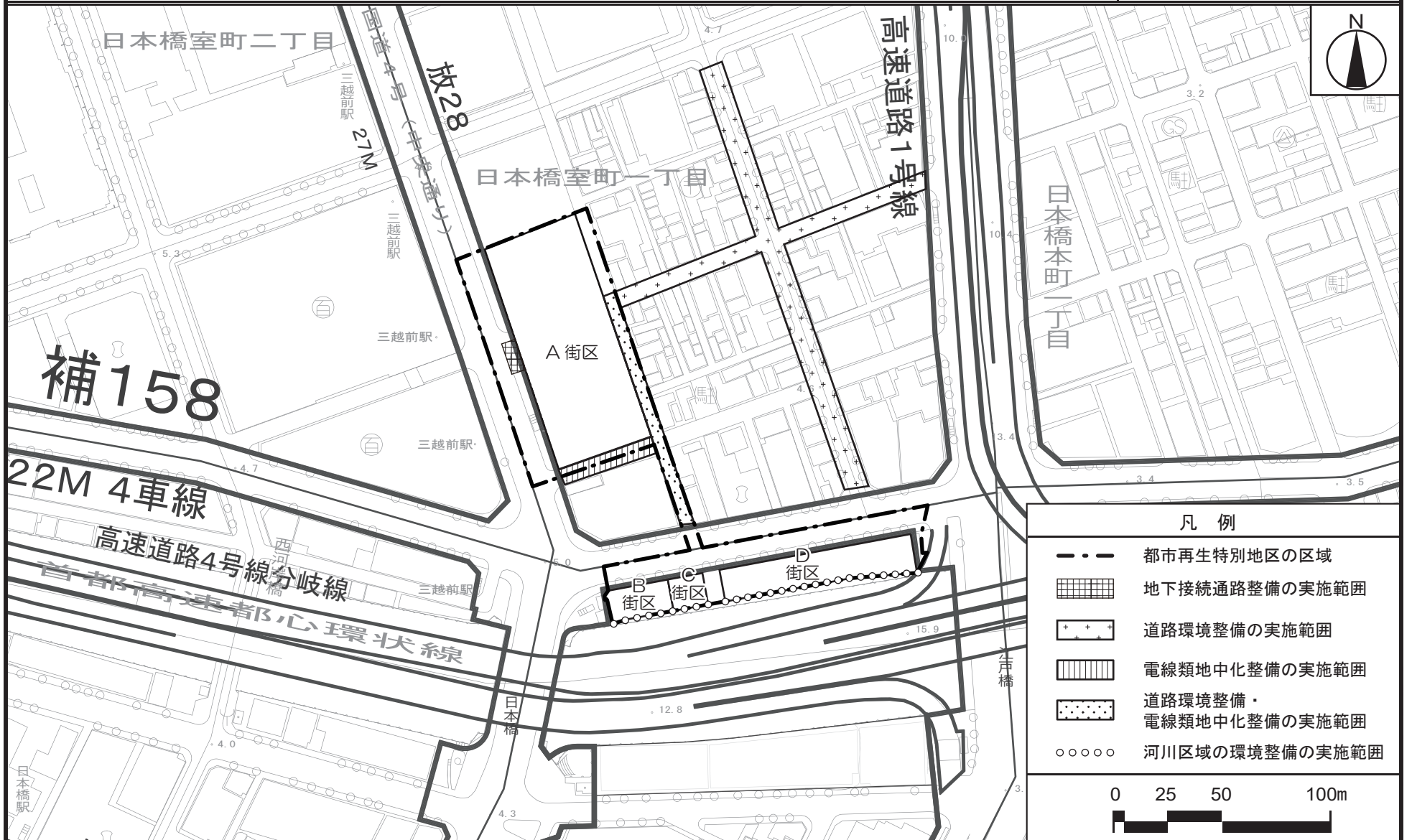
この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都市地形図（S=1:2, 500）を使用（30都市基交第957号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）30都市基街都第261号、平成31年1月22日

東京都市計画都市再生特別地区 日本橋室町一丁目地区 計画図 2



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(30都市基交第957号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)30都市基街都第261号、平成31年1月22日

東京都市計画都市再生特別地区 日本橋室町一丁目地区 別添図



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（30都市基交第957号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）30都市基街都第261号、平成31年1月22日

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画都市再生特別地区（日本橋室町一丁目地区）

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとしている。

本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「東京都心・臨海地域（日本橋、八重洲、銀座、兜町、茅場町、八丁堀）」に位置し、地域整備方針では、老朽建築物の機能更新や土地の集約化等により、歴史と文化を生かしたうまいと風格ある街並みを形成しつつ、国際的な業務・金融・商業機能や高度な業務支援機能・生活支援機能等が適切に調和した魅力ある複合機能集積地を形成することとされている。

また、「都市づくりのグランドデザイン」では、首都高速道路の大規模更新と日本橋周辺のまちづくりの機会を捉え、連携して首都高速道路の地下化や水辺の賑わい創出などに取り組むこととなっている。

本計画では、川沿いのプロムナードやオープンスペースの創出により、日本橋川沿いの連続的な水辺空間と回遊を促す歩行者基盤の整備を図る。

また、ビジネス支援機能やプレゼンテーション機能などの整備により、国際競争力強化に資するライフサイエンス産業の拠点の形成を図るとともに、自立・分散型電源等の導入や帰宅困難者支援機能の整備による防災対応力強化、及び設備の高効率化等により環境負荷軽減を図る。

これらの取組を通して、国際競争力強化を図るため、都市再

生特別地区の変更に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。